

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち

くんねっぴ

6 2022
NO.742

広 報



犬、猫を飼っている方へのお願い

わが家の アイドル

町内にお住まいの3歳以下のお子さんを掲載しています。紹介していただける方は、広報IT推進係（☎47-2112）までご連絡をお願いします。



尾形 ^{かいり}海吏ちゃん 大町 1歳10か月
お母さん 亜衣さんのお話

名前は、兄の名前と響きをそろえて、夏生まれなので「海」の字を使い、画数なども考えて夫婦で決めました。子育て支援センターに親子で通所し、滑り台やボールプールなどで遊んでいます。体を動かすことが好きで、最近は三輪車の練習を始めました。

もう少し大きくなったら、家族でいろいろな場所に旅行したり、アウトドアなどを楽しみたいです。

健康で友だちと仲良く、思いやりのある優しい子に成長してほしいですね。

ふれあいギャラリー

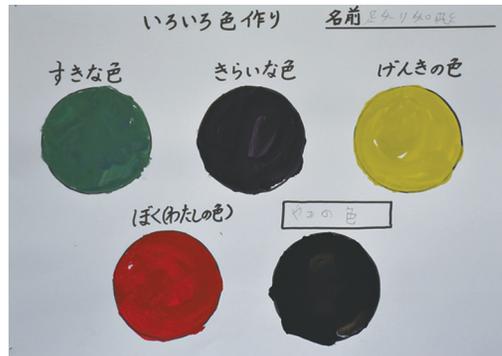
訓小3年
遠藤 ^{みい}未唯さん

「いろいろ色作り」



訓小3年
足利 ^{かずと}和飛さん

「いろいろ色作り」



訓小4年
竹村

詩 ^{うた}さん



訓小4年
浅川

徠 ^{らいと}斗さん



訓小4年
南

柚 ^{ゆき}季奈さん

犬、猫を飼っている方へのお願い

犬や猫は、飼い主の方にとって大切な家族であることと思います。
しかし、犬や猫の幸せを考える上で、飼い主が守らなければならないルールやマナーについて改めて考えてみましょう。

①動物の習性などを正しく理解して最後まで責任を持って飼いましょう

1匹のペットを1年間飼い続けるために必要な費用は犬で約36万円、猫は約18万円という調査結果があります。経済的な面以外にも、ペットが飼える環境にあるか、家族に動物アレルギーはないか、何かあっても毎日面倒を見られる人がいるかなど、飼い主としてペットが快適に健康で暮らせるか、家族全員で十分に検討しましょう。(参考：環境省「飼う前も、飼ってから考えよう」)

動物を手放してしまう事例

- ・ 飼い主が高齢になり、病気や施設入所などで面倒を見られなくなった。
- ・ ペット飼育ができない賃貸物件に住んでおり、住民トラブルが起きた。
- ・ 動物が成長して大きくなり、飼い主が制御できず、けがをした。など



②人に危害を加えたり、近隣に迷惑を掛けないようにしましょう

人にむやみにほえたり、かみついたりしないためのしつけをしましょう。また、ペットが外で排せつしたら持ち帰るなど近隣の生活環境や公共の場所を汚さないようにしましょう。

③迷子や盗難を防ぐため、マイクロチップを装着しましょう

令和4年6月からブリーダーやペットショップなどから購入する犬や猫には、マイクロチップの装着が義務付けられます。(一部例外あり)

マイクロチップを装着すると、識別番号から飼い主の名前や住所、電話番号などをたどることができるため、犬や猫が迷子になったときや災害時に飼い主の元に戻る可能性が高くなります。飼い主になる際には、マイクロチップに自分の情報を登録しましょう。

※詳しくは右記QRより環境省ホームページをご覧ください。



④むやみに繁殖させないようにしましょう

飼い主が動物に掛けられる時間や用意できる場所には限りがあります。飼育しきれない数にならないように、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

⑤愛犬に狂犬病予防注射を接種させましょう

令和2年5月に海外で感染し日本国内で狂犬病により亡くなられた方がいます。日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域では、狂犬病は依然として多く発生しており、常に侵入の脅威にさらされています。

日本では狂犬病予防法により、飼い犬(室内犬を含む)には年1回予防注射の接種が義務付けられていますので、狂犬病予防注射は必ず接種させてください。

生後91日以上登録をしていない犬を飼っている方は、必ず新規登録をしてください

狂犬病予防注射の日程・会場

6月15日(水)			6月16日(木)		
穂波	穂波会館前	10:10 ~ 10:20	清住	清住会館前	10:10 ~ 10:20
穂波	茂呂竹新一宅前	10:30 ~ 10:40	清住	小山田政則宅前	10:30 ~ 10:35
柏丘	柏丘会館前	11:00 ~ 11:10	豊坂	豊坂会館前	10:45 ~ 10:55
東幸町	旧訓子府駅西側駐車場	11:30 ~ 11:50	西富	西富会館前	11:15 ~ 11:20
福野	福野地域集会所	13:15 ~ 13:20	西富	西富第2会館前	11:25 ~ 11:35
日出	古沢栄一宅前	13:40 ~ 13:50	西富	渡邊昭男宅前	11:45 ~ 11:50
日出	日出会館前	14:20 ~ 14:30	北栄	南11線西31号付近	13:30 ~ 13:35
大谷	大谷会館前	14:40 ~ 14:50	駒里	北栄集会所前	13:50 ~ 14:00
			駒里	駒里会館前	14:10 ~ 14:20
6月17日(金)			6月18日(土)		
実郷	実郷会館前	10:10 ~ 10:20	日出町	旧日出駅前	10:10 ~ 10:20
実郷	高橋忠一宅前	10:30 ~ 10:35	東町	柴田石材店西側	10:30 ~ 10:40
緑丘	高谷浩氣宅前	10:50 ~ 11:00	元町	消防庁舎前	10:50 ~ 11:00
協成	協成会館前	11:20 ~ 11:25	若富町	セイコーマート道路向西側	11:10 ~ 11:20
開盛	開盛会館前	11:45 ~ 11:50	仲町	歴史館前(旧役場前)	11:30 ~ 11:40
高園	高園会館前	13:20 ~ 13:40	東幸町	旧訓子府駅西側駐車場	13:00 ~ 13:30
弥生	弥生会館前	13:55 ~ 14:00	末広町	末広地域集会所前	13:40 ~ 13:50
			東町	役場前	14:00 ~ 14:10

予防注射料 3,240円 (注射料 2,690円 + 注射済票 550円) 新規登録料 3,000円

- 会場によっては、始まる時間が予定より多少遅れる場合があります。
- 注射時には、犬を完全に固定できる方が付き添い、首輪がはずれないようにしてください。
- 往診を希望される方は、事前に町民課町民生活係(☎47-2203)まで連絡願います。ただし、予防注射料金のほかに一戸につき500円の往診料がかかります。また、往診できる時間は獣医師の都合により16時までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。



令和4年第1回 臨時町議会

補正予算など可決されました

令和4年第1回臨時町議会が、5月9日に開会され、令和4年度補正予算1件、条例改正など7件の議案が原案どおり可決されました。

□一般会計の補正予算

歳入歳出の予算に853万4,000円を追加し、予算の総額を48億4,363万4,000円としました。

□条例の改正

- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- ・職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・町税条例等の一部改正について

□財産の取得 スクールバスの取得について

□専決処分の承認を求めることについて

令和3年度一般会計補正予算の専決処分の承認を求めました。



介護保険 福祉用具購入・住宅改修費用の一部を給付しています

介護保険の認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている方について、福祉用具購入・住宅改修を行う場合、費用の7割から9割相当額が給付されます。

詳しくは購入前・改修前に、担当ケアマネージャーや福祉保健課までお問い合わせください。

■福祉用具の購入

○購入できる用具 ポータブルトイレ、入浴用椅子、浴槽内すのこなど

○支給限度額 同一年度で10万円まで

※北海道で指定されている事業所からの購入に限ります。また、購入年度に関わらず、同一品目の購入は1回限りとなります。

■住宅改修

※住宅改修の着工前に事前申請が必要となります。

○改修の対象となるもの 手すりの取り付け、段差の解消、引き戸などへの扉の取り換えなど

○支給限度額 改修時に居住している住宅につき20万円まで



高齢者等健やか住宅改造費助成事業でも助成しています

要介護認定申請をして「非該当」の認定をされても、町が行う「高齢者等健やか住宅改造費助成事業」の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

○対象者 日常生活に介助を要するおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯

○改修の対象となるもの 手すりの設置、段差の解消など

○支給限度額 改修費用の半額助成（助成額18万円まで）



■問合せ 福祉保健課介護保険係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

国民健康保険税および後期高齢者医療制度、 介護保険の保険料減免を延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方（被保険者）は、保険料（税）が減免となります。適用保険料（税）の期間が、延長となりましたので、お知らせします。

(1)保険料（税）を全額免除

感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

(2)保険料（税）の一部を減額

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方

※介護保険料については、①と③に該当する方が対象です。

主たる生計維持者が、

①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料（税）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）

○その他

申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください

○問合せ

・国民健康保険税の減免に関すること

町民課（☎47-2193 役場1階 窓口1番）

・後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免に関すること

福祉保健課（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

国民健康保険税の
減免について



後期高齢者医療制度の
保険料の減免について



介護保険の保険料の
減免について



野生大麻・不正けし撲滅を

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が、6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力により抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神的影響のほか、身体的にもさまざまな影響を及ぼし、大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去をお願いします。

けしも大麻同様に麻薬の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで鑑賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。

鑑賞用として植える場合は、植えて良いかどうかを北見保健所に確認してください。



不審車（者）を見かけたらすぐに通報を

例年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が発生しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結びつく可能性もあります。野山で不審な車や人などを見つけた場合は、警察に通報してください。

○北見保健所（☎24-4171）

○北見警察署訓子府駐在所（☎47-2410）

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

感染力の強いオミクロン株 BA.2 系統による感染が広がり、オホーツク管内でも多数の感染者数が報告されています。

また、国ではマスク着脱の基準を明確化し、屋外では距離が確保できなくても会話がほとんどないこと、屋内では距離の確保と会話がほとんどないことを基準にマスクの着用の必要はないとしています。

町民の皆さんには、引き続き取り組んでいただきたい以下の感染対策や感染してしまった場合の対応についてお知らせします。

主な感染症対策

基本的な感染対策は日ごろから しっかりと実践しましょう



- マスクの正しい着用を心掛けましょう
- こまめに換気を行いましょ
- 手洗い・うがい、手指消毒をしましょう
- 体調管理を徹底しましょう
- 食事・会話の際は飛まつに注意しましょう
- 混雑する場所を避けるなど感染リスクを回避しましょう

感染した（陽性となった）場合

職場や学校、感染の可能性がある方などに連絡をお願いします。

発熱などの症状が出た日（無症状の場合は検査した日）の2日前から右記の行動を共にした方は感染の可能性があります。

感染の可能性がある状況とは

陽性者と感染の可能性がある期間中にマスクを着用せずに会話や食事をした方。

※目安は1m以内の距離で15分以上、対面で会話した方です。また、咳やくしゃみをしていた、換気が悪かった、大声を出していたなどの場合は感染の可能性が高まります。

症状がある場合

- ①かかりつけ医にご相談ください。
受診する際には、事前に電話し、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。
受診にかかる費用は医療機関にご確認ください。
 - ②かかりつけ医がない場合は、次のいずれかに電話相談してください。
 - ・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎ 0120-501-507 24時間受付）
 - ・最寄りの診療、検査医療機関
- 抗原検査キットを使うときは薬局などで「医療用」として販売されているものを使いましょう。
「陽性・高リスク」と判定された場合は①・②の対応をお願いします。

症状がない場合

感染リスクが高い方と接触した町民の方など対象となる方にはPCR検査キットまたは抗原検査キット（7ページ参照）を希望する方に無料配布しています。
希望する方は総務課防災危機管理係へお問い合わせください。



◀診療・検査医療機関
北海道ホームページ
はこちら

■問合せ 総務課防災危機管理係（☎ 47-2112 役場2階 窓口10番）

4回目の新型コロナワクチン接種のお知らせ

国より新型コロナワクチンの4回目接種の実施について方針が示されました。4回目接種は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的としています。

訓子府町では国の指針に基づいて4回目ワクチン接種の準備を進めていきます。

- 対象者
 - ・60歳以上の方
 - ・18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方
 - 接種回数 1回
 - 接種間隔 3回目接種から、少なくとも5か月以上空ける
 - 使用するワクチン ファイザー社製および武田/モデルナ社製のワクチン
 - 接種券発送時期 6月下旬に発送を予定しています
- ※接種場所や接種スケジュールなどについては、詳細が決まり次第お知らせします。

■問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種対策班（☎ 57-3025）

抗原検査キットの無料配布を開始

新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、抗原検査キットの無料配布を開始します。

- 対象者
 - ・まん延防止等重点措置などによる往来制限地域に連続して2日以上滞在した町民の方
 - ・オホーツク管内を除く地域に連続して2日以上滞在した町民の方
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者などの感染リスクが高い方と接触した町民の方
- ※保健所が実施する健康観察などの対象となる方を除きます。
- 申込方法 申込書の提出が必要（用紙は総務課防災危機管理係にあります）
 - 検査方法 唾液の採取による検査
 - 実施期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
 - その他
 - 希望する方に、PCR検査キットも配布しています。
 - 町内事業所で集団感染が発生した場合も抗原検査キットを配布しています。個人への配布と取り扱いが異なりますので総務課防災危機管理係までお問い合わせください。
 - 注意事項
 - 検査キットによる判定は、100%信頼できるものではありません。感染が疑われる結果となった場合は、個人から直接、北見保健所（☎ 24-4171）に相談してください。
- ※新型コロナウイルス感染症の陽性・陰性は、保健所が実施する行政検査により判定されます。



■問合せ 総務課防災危機管理係（☎ 47-2112 役場2階 窓口10番）

今月の夜間町長室開放は6月8日(水)です ご予約は総務課（☎ 47-2112）まで



開設時間 18時30分～20時30分

国民健康保険税のお知らせ

○課税限度額の改正

令和4年度から医療給付費分および後期高齢者支援金分の課税限度額を次のとおり改正しました。

令和4年度国民健康保険税の税率および課税限度額

区分	医療給付費分保険税 (75歳未満の方全員)	後期高齢者支援金分保険税 (75歳未満の方全員)	介護納付金分保険税 (40歳以上～65歳未満の方)
所得割	5.6%	1.7%	1.0%
資産割	8%	12%	2%
均等割 (個人割)	1人当たり 年間 29,000円	1人当たり 年間 4,000円	1人当たり 年間 7,000円
平等割 (世帯割)	1世帯当たり 年間 26,000円	1世帯当たり 年間 3,000円	1世帯当たり 年間 4,000円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

○軽減基準

個人所得課税の見直しに伴い、低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割、平等割の7割・5割・2割軽減の基準は次のとおりです。

軽減割合	前年中の世帯所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得金額が 43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
5割軽減	所得金額が 43万円 + 28万5,000円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
2割軽減	所得金額が 43万円 + 52万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方です。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

○子育て世帯の軽減

令和4年度から子育て世帯の負担軽減を図るため、国保に加入している未就学(小学校入学前)児に係る均等割額が5割軽減されます。

未就学児1人当たりの均等割額

区分	変更前	変更後
医療給付費分保険税	29,000円	14,500円
後期高齢者支援金分保険税	4,000円	2,000円

※令和4年度は平成28年4月2日以降に生まれた方が対象です。

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場1階 窓口1番)

第64回水道週間 6月1日(水)～7日(火)

今年のスローガン「大切な 水と一緒に 暮らす日々」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959年(昭和34年)に厚生省(現厚生労働省)が制定しました。

給水装置はあなたの財産です

公道内に埋設してある配水管から分かれて、家庭まで引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けられた水道メーターや蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいますが、メーターボックス内にある水道メーターおよび止水栓を除いた給水装置は所有者の財産です。



給水装置の管理

○給水装置工事費の負担

町が管理する配水管から分岐して給水している給水装置については、水道使用者が負担して設置した施設であり、維持管理についても水道使用者が行うこととなっています。

ただし、公道部分の給水装置の維持管理については、一般交通で道路上を通過する車両の影響を受け、老朽化が早く進行することや水道使用者による管理が困難である一方で、漏水による路面陥没などは重大な事故の発生につながるなどから、公道敷地内の舗装部分の維持管理については町負担で行っています。

○給水装置工事費の町負担範囲

- ①メーターの故障、破損による取り替えおよびメーター・止水栓継手より漏水した場合
- ②止水栓の開閉時における弁筐の探索および止水栓継手より漏水した場合
- ③給水装置の簡易な漏水調査をする場合
- ④不明残管が漏水した場合

○上記以外の給水装置の修繕などは使用者の負担となり、修繕工事において、漏水、異常などの原因が明らかな場合は、その原因者がこれにかかる費用を負担することになります。給水装置および給水設備は皆さんの所有物です。日ごろから十分な維持管理を心掛けてください。

今後も「蛇口をひねれば、いつでも、安全・安心な水道水が使える」ように努めていきますが、皆さんも「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に利用されるようお願いいたします。また、水道事業は皆さんの水道料金を財源として運営されていますので、納期限内納付にご協力ください。(納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください)



■問合せ 上下水道課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口5番)



みんなのひろば

楽しい学校

全校仲よし会の活動がんばる

相馬 里音さん（訓小5年 福野）

今年の4月から全校仲よし会の副会長をしています。4年生のときは書記をしており、みんなが楽しく学校生活を送ることができるような活動をしていきたいです。

学校の授業は体を動かすことが好きなので、体育が好きです。

4年生からフロアボールの教室に通っており、試合で勝てるようにこれからも練習をがんばりたいです。

病气やけがの人を助けたいので、将来の夢は薬剤師になることです。

人いきいき

地域と共に見守る教育活動を

加藤 弘一さん（栄町 51歳）

4月1日付で訓子府小学校の校長として着任した加藤さん。「子どもたちが自分自身でさまざまな力を身に付けて成長できるよう、教育活動に取り組んでいきたい」と意気込みを話し、校長として学校運営にまい進しています。

「北見市出身で、小中高と北見で過ごし、札幌の大学を卒業後、民間企業に就職しました。以前から子どもが好きで教員の仕事に興味があったことや教員だった姉の影響もあり、就職後に通信教育で教員免許を取得し、25歳で教員になりました。念願の教育現場で、充実した日々を送っています」

「初任地は北見中央小で、その後、置戸境野小、ネイパル北見などに赴任し、雄武小で教頭、網走呼人小中で校長になり、訓子府小に着任しました。訓子府小の児童は、元気で素直な子が多いですね。訓子府は地域の方たちが温かく、地域全体で子どもたちを見守っていることを、学校行事などを通して日々感じており、教育上、大変望ましい環境であると思います。コロナ禍でさまざまな制約がありますが、『子どもたちが挑戦する』、『自分の考えを持つ』、『しっかり伝える』、『人に優しくする』の4つの力を身に付けることができるように、教育活動に取り組んでいきます」

「訓子府は、子どもが小さいころ、温水プールやレクリエーション公園によく来ていたので、なじみがあります。スポーツセンターも新しくなったので、健康づくりのためにぜひ、利用したいです。趣味のゴルフや読書も楽しみながら、新生活を楽しみたいです」

みんなのひろば



短歌 訓子府短歌会

要介護三級となる老人の

実態なれば致し方なし

埼玉県 飯田 政章

産土の野に咲く花を振摺と

覚えて久し七路進む

東幸町 中島 玲子

ローション組みたる野茶を描きつつ

畑を起せばもうすてに春

東幸町 吉野 良華

にこやかに「百才音頭」元氣よく

唄う竹村翁百三歳

旭町 瀬谷 隆夫

春わさび隣に貰ひミキサーで

おろしてみたら呼吸困難

日出 山内スミエ

白鳥の群れ北へゆく来年も

この上飛べと心に思ふ

西富 山本 祐一

突風に植へし玉葱被害出る

見てるしか無し風の猛威を

清住 太田 豊

プーチンのうざい詭弁は聞き飽きた
どうせチンピラヤクザのいちやもん

大谷 昆野 範雄

— 表紙から —

遠足、元気いっぱい歩いたよ！

5月6日に行われた訓子府小学校での遠足の写真です。この写真をプレゼントしますので、ご希望の方は6月17日(金)までに、役場総務課窓口へお越しください。



地域おこし協力隊だより (畠山 真季)

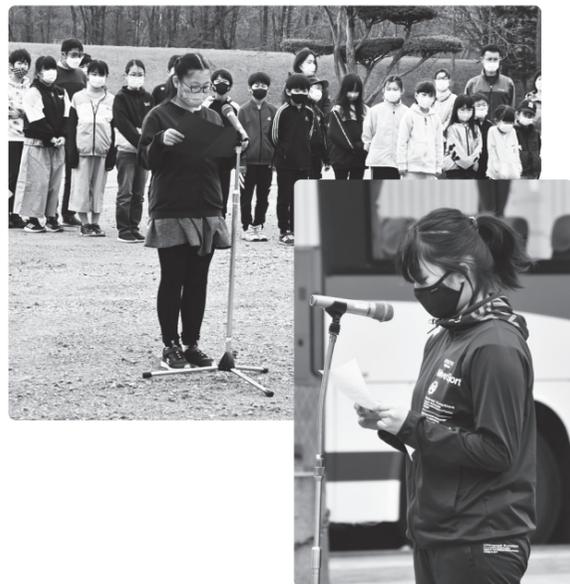
今回は、レクリエーション公園に行ってきたときの写真です。ちょうど芝桜の時期でピンク色の景色がきれいでした。

さて、地域おこし協力隊に着任して2か月ほどたちました。4月は町広報などの取材を受けたり、地域おこし協力隊の初任者研修として滋賀県に行きました。また、町内を散策して、SNSで町の魅力を発信しました。

しかし、まだまだ知らないことがたくさんあります。もし、町で見掛けたり、役場に訪れることがあれば、声を掛けて「こんなところ良いよ」と教えていただけたらうれしいです。

ぜひ、よろしく願います。





開拓記念日のつどいを開催

開拓記念日のつどいが5月9日、居武士小学校校庭にある^{せいしゅうひ}旗頌碑前と中央公園内の開基百年記念碑前で開かれました。

両会場で黙とうが行われ、菊池町長が先人の労苦をしのぶとともに、さらなる町の飛躍と発展を願うあいさつを行いました。

^{せいしゅうひ}旗頌碑前と開基百年記念碑前では、町内各小学校の児童を代表して、伊藤瑠香さん（居小）と菅野真夢さん（訓小）がそれぞれ先人の開拓に感謝し、「新たな歴史をつくり、これからも訓子府の発展のために、みんなで力を合わせてがんばっていきます」と誓いの言葉を述べました。

春のロードレース大会

一生懸命がんばりました

春のロードレース大会が5月21日に開かれ、幼児から大人まで196人が参加しました。

コースは訓中から河川敷までの往復となり、学年ごとに1～3km、5kmの距離を走りました。

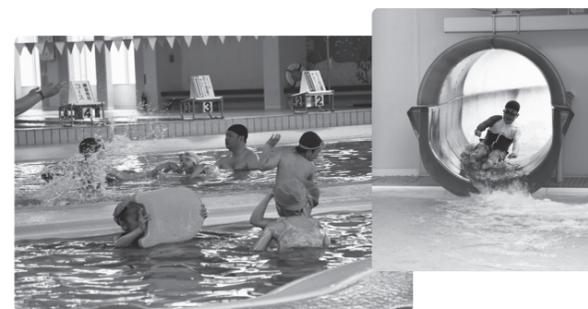
この日は、晴天に恵まれ、参加者たちは、元気いっぱいゴールをめざしました。



KAPPAを無料開放

温水プール「KAPPA」が、5月3日～5日まで無料開放され、町内外から家族連れなど186人の方が訪れ、にぎわいました。

子どもたちは、水しぶきを上げながら泳いだり、ウォーターライダーで歓声を上げながら楽しんでいました。



訓小児童 春の遠足

訓子府小学校の遠足が5月6日に行われました。この日は晴天に恵まれ、児童たちは学年ごとに目的地をめざして、元気良く歩きました。

5年生は目的地の居武士小学校まで歩き、弁当やおやつを食べて、楽しい一日を過ごしていました。



わくわく園 植え付け

わくわく園の3～5歳児が、銀河農園でジャガイモ、トウモロコシの植え付け、ニンジンの種まきを5月18日に行いました。

当日は晴天のもと、各クラスに分かれて作業を行い、2歳児もわくわく園内の畑でジャガイモの植え付けを行いました。

園児たちは「たくさん収穫できますように」と、秋の収穫を楽しみにしていました。



居小クリーン作戦

ごみ拾いに汗を流す

居武士小学校のクリーン作戦が5月19日に行われました。

この活動は、学校周辺や住宅地などのごみ拾いをグループに分かれて行い、通学路などの環境美化を目的として、毎年行われています。

児童たちは、道路などに落ちているごみを一生懸命拾い、清掃活動に汗を流しました。



今月の一枚

町の素敵な瞬間を紹介しています。今月は「わくわく園の避難訓練」です。

町ホームページでも写真や動画で行事などを掲載していますので、ぜひご覧ください。





◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

4月末現在 (前月比)

人 □ : 4,698人 (+10)
 男 : 2,262人 (+10)
 女 : 2,436人 (±0)
 世帯数 : 2,083世帯 (+13)

救急・火災

令和4年1月～4月末
 救急 : 72件
 火災 : 1件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを
 発信しています

ホームページ		サポートメール @防災くねっぶ	
Facebook フェイスブック		Twitter ツイッター	
マイ広報紙		子育てアプリ 母子モ	

募集・申込み

税務職員募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。2022年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- 受験資格
高卒見込みの方および高卒後3年を経過していない方
- 申込受付期間
①インターネット 6月20日(月)～29日(水)
※下記QRよりお申し込みください。
②インターネット申し込みができない場合
第1次試験地を管轄する人事院地方事務局にお問い合わせください。
人事院北海道事務局 (〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 ☎011-241-1248)
- 第1次試験(基礎能力試験・適性試験・作文試験) 9月4日(日)
- 第1次試験合格者発表日
10月6日(木)
- 第2次試験(人物試験・身体検査)
10月12日(水)～21日(金)のうち指定する日
- 最終合格者発表日
11月15日(火)
- 問合せ
・札幌国税局人事第2課採用担当 (☎011-231-5011 内線2315)
- ・北見税務署総務課 (☎23-7151)

フラワーマスター認定講習会のお知らせ

フラワーマスターとは、花の育成管理に関する知識と技術を地域の団体などに指導・助言するボランティアで、北海道が認定するものです。認定を受けるには、町の推薦が必要で、次の講習会を受講することが条件となります。

受講を希望する方は、町民課までお問い合わせください。

- とき
7月15日(金) 10時～15時30分
- ところ
かでの2.7 (札幌市)
- 申込期限
6月9日(木)
- 問合せ
町民課町民生活係 (☎47-2203)

自然の中でオカリナを演奏「田村まさかショー」

オカリナ奏者の田村まさか氏によるオカリナ演奏ショーです。ぜひご覧ください。

- とき
6月19日(日) 10時
 - ところ
かくれ沢のとまり木 (協成267の2)
 - チケット
・18歳～74歳 500円
(その他の年齢 無料)
 - 申込み
菊池ヤエ子氏 (☎090-8425-9515)
 - 主催
田村まさかショー実行委員会
 - 後援
訓子府町教育委員会
- ※わくわく地域づくり活動支援事業

ひとり親家庭等医療費助成～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

- 対象となる方
ひとり親家庭等の18歳未満(学生などは20歳未満)の子どもとその父または母
- 助成内容
子どもは入院と通院、父または母は、入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください
- ①0歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方
医療費の1割(月額限度額 入院5万7,600円、通院1万8,000円)
- ②0歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方
初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)
- 申請に必要なもの
・ひとり親家庭等であることが確認できる書類(戸籍謄本など)
・健康保険証
・印鑑
・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 問合せ
福祉保健課医療給付係 (☎47-5555)

仕事・生活・困りごと無料出張相談

オホーツク相談センター「ふくろう」では、経済的に暮らしが成り立たないなどの困りごとを、どうしたら解決できるか一緒に考えていきます。相談は無料、秘密は厳守します。

- とき
6月23日(木)・7月28日(木)
8月25日(木)・9月29日(木)
10時～15時
- ところ
総合福祉センター
- 申込み・問合せ
オホーツク相談センターふくろう
(☎25-3110)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- とき
7月24日(日)
 - ところ
北見市
 - 種類
両試験とも全種類
 - 受付期間
・電子申請 6月13日(月)～20日(月)
・書面申請 6月16日(木)～23日(木)
- ※書面申請による受け付けは期間最終日の郵便局消印まで有効です。
- 問合せ
消防署訓子府支署 (☎47-2419)

お知らせ

消防演習を中止

消防団の士気高揚と地域住民の防災思想の普及を目的に実施している「消防演習」は、新型コロナウイルス感染防止のため、昨年度に引き続き、中止することとしました。

観覧を楽しみにしていた皆さんには、誠に申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。

- 問合せ
消防署訓子府支署 (☎47-2419)

危険物安全週間 6月5日～11日

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を目的としています。

※危険物とは、私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

- 問合せ
消防署訓子府支署 (☎47-2419)



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

火災のない楽しいレジャー 行楽シーズンの火災予防

行楽シーズンになり、キャンプやバーベキューなど、屋外でレジャーを楽しむ方が増える時期になりました。火災のない楽しいレジャーにするため、次のことに注意しましょう。

■火気を扱う際は

- ・周りに燃えやすいものを置かない
- ・火のそばから離れない
- ・木炭は完全に消火してから片付ける

■カセットコンロは

- ・火気のそばで使用しない
- ・2台並べて使用しない
- ・換気の悪いところで使用しない
- ・ボンベのカバーに少しでも覆いかぶさる鉄板や鍋は使用しない

○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)



町道民税・国保税の 第1期納期限は6月30日

町道民税と国保税の第1期分納期限は、6月30日(木)です。なお、納税通知書は6月10日(金)に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

○問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および 収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

○とき 6月8日(水)・7月13日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193)

バリアフリー改修住宅の 固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅)について、令和6年3月31日までの間に、

一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度1年分に限り1戸当たり100㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。減額を受けるためには、改修後3か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真(改修前後)などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■居住者の要件

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 障がいのある方

■対象となる改修工事

- 次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもので床面積50㎡以上280㎡以下であること
- 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化
- 問合せ 町民課資産税係 (☎ 47-2193)

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

- 害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょ
- 景観を損ねないように定期的に清掃をしましょ
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

訓子府町には、次の方が人権擁護委員に法務大臣から委嘱されています。

- ・山本 寛身さん(東幸町)
- ・生出 成子さん(旭町)
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年6月23日から29日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

- とき 6月22日(水)13時～16時
- ところ 釧路地方法務局北見支局2階相談室(北見市高砂町14番14号)
- 相談員 北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員
- 問合せ 釧路地方法務局北見支局 (☎ 23-6152) 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。(介護保険料基準月額、昨年同様5,650円に変更ありません)

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普

通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第1期の納期限は6月30日(木)です。

- 問合せ 福祉保健課介護保険係 (☎ 47-5555)

令和4年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。

- とき 6月11日(土)～25日(土)
- ①月・金曜日 10時～18時
- ②土曜日 10時～15時
- ③日曜日(12日のみ) 10時～17時
- ところ 図書館研修室
- ※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。

- 問合せ 管理課 (☎ 47-2122)

わくわく園の運動会

皆様のご声援をお願いします。

- とき 6月18日(土)8時30分
- ※雨天時は25日(土)に実施します。
- ところ 認定こども園「わくわく園」グラウンド
- 問合せ 認定こども園「わくわく園」(☎ 47-2622)

はぐくみ講座兼PTA 連合会研修会「子どもたちがもっと輝けるために」 ～活動・学習を集中して行うための環境とは～

新型コロナウイルス感染症で子どもたちの生活も大きく変わりました。子どもたちが生活する場をどのように整えるのが良いのか。子どもたちが毎日楽しく自分たちの目標に向けて過ごすためにはどのような環境が良いのでしょうか。

- とき 6月17日(金)19時～20時30分
- ところ 町公民館多目的ホール
- 講師 富家直明氏
- 参加費 無料
- 主催 町PTA連合会、町教育委員会
- 申込み・問合せ 社会教育課 (☎ 47-2121)
- ・託児ありの場合 6月7日(火)まで
- ・託児なしの場合 6月13日(月)まで

講師 富家直明氏のプロフィール

北海道医療大学心理科学部臨床心理学科教授(専門は臨床心理学)
早稲田大学大学院人間科学研究科修士課程修了
東北大学大学院医学系研究科博士後期課程修了
宮崎大学教育文化学部を経て、北海道医療大学へ道内各地のさまざまな学校において児童生徒や教職員の相談に対応。
さまざまな場面で多くの講師を務め、日常的に子どもから大人までのカウンセリングを行っている。



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

児童手当制度 一部変更のお知らせ

児童手当の制度が6月から一部変更になりました。

変更点は以下の2点です。

①所得上限限度額が設けられました

児童を養育している方の前年所得が次の表1の(2)以上の場合、10月支給分から手当が支給されなくなりました。

※手当が支給されなくなったあと、所得が(2)未満となった場合には再び支給対象となりますが、改めて認定請求書の提出が必要となります。

【表1】所得制限・上限早見表

扶養親族の数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

前年所得と支給区分

【表1】(1) 未満の方	→児童手当支給
【表1】(1) 以上、(2) 未満の方	→特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)
【表1】(2) 以上の方	→支給対象外

②現況届の提出が原則不要になりました

令和4年現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を不要とします。ただし、下記に該当の方は引き続き現況届の提出が必要です。提出が必要な方のみ町から提出の案内を送付します。

※現況届は毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

○現況届の提出が必要な方

- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票登録が訓子府町以外の方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方(いわゆる無戸籍児童)
- ・法人である未成年後見人や施設などの受給者の方
- ・その他、町から提出の案内があった方

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

PET-CT がん検診費用助成事業申し込み終了のお知らせ

5月号広報紙でお知らせしていましたが「PET-CT がん検診費用助成事業」は、好評により申込者が定員に達しましたので、今年度の申し込みを終了しました。

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

今年も実施します 学生応援ふるさと小包事業

町外に住む学生は、いまだ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な状況に置かれています。

このような状況の中、ふるさと訓子府を離れ、新型コロナウイルス感染症に立ち向かいながら生活する学生を応援するため、地元特産品など「ふるさとの味」をお届けします。ぜひ、お申し込みください。

○対象者

町内に住所を有する方の子のうち、日本国内かつ町外在住の学生(高校および大学、短大、専門学校など)

○申込期間 6月1日(水)から11月30日(水)まで

○申込方法

申請書に必要事項を記載し学生であることが分かる書類を添付し、企画財政課へ「メール」・「FAX」・「郵送」・「直接役場窓口」のいずれかの方法により提出してください。

※申請書は企画財政課窓口にも設置しています。

○必要事項

①保護者の住所および氏名、電話番号

②学生本人の住所および氏名、電話番号、生年月日、学校の名称、学校の住所

○学生であることが分かる書類 学生証の写しまたは在学証明書など

○その他

・申し込みは、学生本人または学生の親族とし、対象学生1人につき1回のみとします。

・ふるさと小包は、町外に住む学生の住所に発送します。

・ふるさと小包の発送は、申し込みから1~2週間程度を要します。

○提出先・問合せ

〒099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地 企画財政課
(☎ 0157-47-2115・FAX0157-47-2600)

メールアドレス kikaku@town.kunneppu.hokkaido.jp

※申請書のダウンロード方法など詳しくは右記QRより町ホームページをご覧ください。



過去の写真のため、内容物は異なります



公営住宅入居者募集

団地名	建設年度	種別	面積(m ²)	月額家賃	付帯設備など
穂波団地 3号 (東幸町410番地)	平成6年	3LDK (2階)	78.8	24,800円~ 63,300円	FFストーブ、ユニットバス、灯油タンク、ガス給湯器、BSアンテナ、物置
末広団地 28号 (末広町146番地)	平成16年	1LDK	45.3	15,000円~ 39,700円	FFストーブ、ユニットバス、灯油タンク、灯油ボイラー、テレビアンテナ、物置

定住促進住宅入居者募集

団地名	建設年度	種別	面積(m ²)	月額家賃	付帯設備など
タウンコートB-1号 (大町90番地)	平成30年	3LDK (1階)	74.53	60,000円	エアコン、FFストーブ、ユニットバス、灯油タンク、灯油ボイラー、テレビアンテナ、BSアンテナ、物置

○申込受付期間 6月1日(水)~10日(金)

○申込み・問合せ 建設課総務管理係 (☎ 47-2118)

※入居資格や申し込み方法については、お問い合わせください。



◀ 公営住宅の情報はこちら



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

令和 3 年度（令和 4 年 3 月末時点）の財政状況

一般会計（歳入）

令和 4 年 3 月 31 日現在

区分	予算現額	収入済額	予算対比	説明
町 税	5 億 2,328 万円	5 億 677 万円	96.8%	町民税や固定資産税、軽自動車税など
地方交付税	23 億 8,962 万円	24 億 2,301 万円	101.4%	国から交付されるお金（使い道の制限はなし）
分担金および負担金	6,391 万円	6,268 万円	98.1%	農業基盤整備受益者分担金、高齢者施設の負担金など
使用料および手数料	1 億 3,926 万円	1 億 3,507 万円	97.0%	町営住宅使用料やこども園保育料、窓口手数料など
国庫支出金	8 億 7,689 万円	7 億 5,601 万円	86.2%	特定の事業に対して国から交付されるお金
道支出金	4 億 264 万円	3 億 5,827 万円	89.0%	特定の事業に対して北海道から交付されるお金
繰入金	4 億 5,861 万円	4 億 4,825 万円	97.7%	町の貯金にあたる基金を取り崩したお金
諸収入	9,901 万円	9,587 万円	96.8%	学校給食費、検診などの負担金、団体からの交付金など
町 債	10 億 990 万円	1 億 6,090 万円	15.9%	町が事業を行う際に借入れするお金
その他	4 億 1,090 万円	4 億 4,753 万円	108.9%	地方消費税交付金、財産収入、ふるさとおもしろい寄付金など
合 計 (うち繰越明許費)	63 億 7,402 万円 (4 億 3,957 万円)	53 億 9,436 万円 (4 億 2,112 万円)	84.6%	

一般会計（歳出）

令和 4 年 3 月 31 日現在

区分	予算現額	支出済額	予算対比	説明
総務費	11 億 7,861 万円	10 億 4,698 万円	88.8%	行政事務、財産管理、住民活動、安全対策などの費用
民生費	8 億 6,492 万円	7 億 3,245 万円	84.7%	高齢者や障がい者、児童などの費用
衛生費	3 億 934 万円	2 億 1,833 万円	70.6%	保健、医療やごみ・し尿処理などの費用
農林水産業費	6 億 4,804 万円	6 億 2,479 万円	96.4%	農業基盤整備や産業振興に要する費用など
土木費	3 億 6,138 万円	3 億 3,156 万円	91.7%	道路・橋りょうの整備や公園・公営住宅の管理などの費用
消防費	9 億 6,493 万円	2 億 3,149 万円	24.0%	消防、防災に関する費用
教育費	5 億 8,659 万円	5 億 392 万円	85.9%	学校教育、こども園、文化・スポーツ事業などの費用
公債費	5 億 1,437 万円	5 億 1,425 万円	100.0%	町が事業を行う際に借入れたお金を返す費用
給与費	7 億 8,431 万円	7 億 8,034 万円	99.5%	町職員の人件費
その他	1 億 6,153 万円	1 億 4,064 万円	87.1%	議会費、労働費、商工費など
合 計 (うち繰越明許費)	63 億 7,402 万円 (4 億 3,957 万円)	51 億 2,475 万円 (3 億 7,587 万円)	80.4%	

■ 問合せ 企画財政課財政係 (☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番)

訓子府町財政事情説明書の作成および公表に関する条例により、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの財政事情をお知らせします。この公表は、町民の皆さんに町の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを知っていただくために行うもので、年に 2 回、6 月と 12 月に行っています。詳細については公示したものの写しを企画財政課で閲覧できます。

特別会計

令和 4 年 3 月 31 日現在

会 計	区 分	予算現額	収入済・支出済額	予算対比	
国民健康保険	歳 入	8 億 5,078 万円	7 億 1,793 万円	84.4%	
	歳 出	8 億 5,078 万円	7 億 6,183 万円	89.5%	
後期高齢者医療	歳 入	9,277 万円	8,706 万円	93.8%	
	歳 出	9,277 万円	9,214 万円	99.3%	
介護保険	歳 入	6 億 3,162 万円	5 億 9,775 万円	94.6%	
	歳 出	6 億 3,162 万円	5 億 5,146 万円	87.3%	
下水道事業	歳 入	3 億 9,099 万円	2 億 7,101 万円	69.3%	
	歳 出	3 億 9,099 万円	1 億 5,938 万円	40.8%	
水道事業	収益的収支	事業収益	1 億 7,263 万円	1 億 7,390 万円	100.7%
		事業費用	1 億 3,603 万円	1 億 2,823 万円	94.3%
	資本的収支	収 入	6,432 万円	6,431 万円	100.0%
		支 出	9,615 万円	9,613 万円	100.0%

※水道事業の「収益的収支」は水道料金などの収入と水を送るための施設維持管理などにかかる費用で、「資本的収支」は国からの借入金とその返済に要するお金、水道施設をつくるための費用です。

令和 3 年度の町債（借入金）返済額

会 計	元 金	利 子	合 計
一 般	5 億 502 万円	923 万円	5 億 1,425 万円
下水道事業	5,547 万円	659 万円	6,206 万円
水道事業	4,915 万円	844 万円	5,759 万円
合 計	6 億 964 万円	2,426 万円	6 億 3,390 万円

※返済額 6 億 3,390 万円のうち、地方交付税で 4 億 1,004 万円が措置されるため、実質的な町の持ち出しは 2 億 2,386 万円です。

町税の負担状況（令和 3 年度現年度分）

税 目	調定額	1 世帯当たり	一人当たり
個人町民税	2 億 2,944 万円	11 万 841 円	4 万 8,942 円
固定資産税	2 億 2,489 万円	10 万 8,642 円	4 万 7,971 円
合 計	4 億 5,433 万円	21 万 9,483 円	9 万 6,913 円

※令和 3 年度末現在の世帯数は 2,070 世帯、人口は 4,688 人です。

町債（借入金）の現在高

会 計	現在高
一 般	53 億 9,518 万円
下水道事業	6 億 4,582 万円
水道事業	6 億 8,763 万円
合 計	67 億 2,863 万円

※令和 3 年度末現在の町債現在高です。

債務負担行為の状況

区 分	支出予定額
農業経営 利子補給	233 万円
その他	13 億 1,994 万円
合 計	13 億 2,227 万円

※令和 3 年度以降の支出について、議会の議決を受けた事業費予定額です。

町の財産

区 分	面積・金額
土 地	693 万 9,827 m ²
建 物	8 万 7,727 m ²
山 林	1,271 ha
基 金	41 億 7,695 万円
有価証券など	1 億 2,974 万円
債 権	100 万円

※土地および建物、山林については令和 2 年度末の値ですが、その他については水道会計事業を除き、令和 3 年度末現在の値となります。



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

生活福祉資金・総合支援資金の申請期間が8月31日まで延長になりました

❖ 本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります ❖

生活福祉資金（緊急小口資金）【特例貸付】の貸し付け内容

- 貸付対象
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯
- 貸付限度額
以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
 - ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症のり患者などがいる場合
 - ②世帯員に要介護者がいる場合
 - ③4人以上の世帯である場合
 - ④世帯員に子どもの世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業した小学校などに通う子ども
 - ・風邪症状など新型コロナウイルス感染症に感染した恐れのある小学校などに通う子ども
 - ⑤世帯員の中に個人事業主などがいることなどのため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥上記のほか、特に資金需要が認められる場合
 その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸し付け内容

- 貸付対象
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額
 - ・単身世帯：月15万円以内
 - ・2人以上の世帯：月20万円以内
- 貸付期間 原則3か月以内

- 問合せ
 - ・町社会福祉協議会（☎47-3536）
 - ・北海道社会福祉協議会（☎011-241-3976 特例貸付コールセンター）
 ※詳しくは右記QRより町ホームページをご覧ください。



災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇令和4年3月福島県沖地震災害義援金 0円（令和4年6月30日まで）

◇平成30年7月豪雨災害義援金 8万2,200円（令和4年6月30日まで）

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。
※金額は、令和4年4月末現在の義援金額です。

■ 問合せ 町社会福祉協議会（☎47-3536 総合福祉センター内）

健康だより

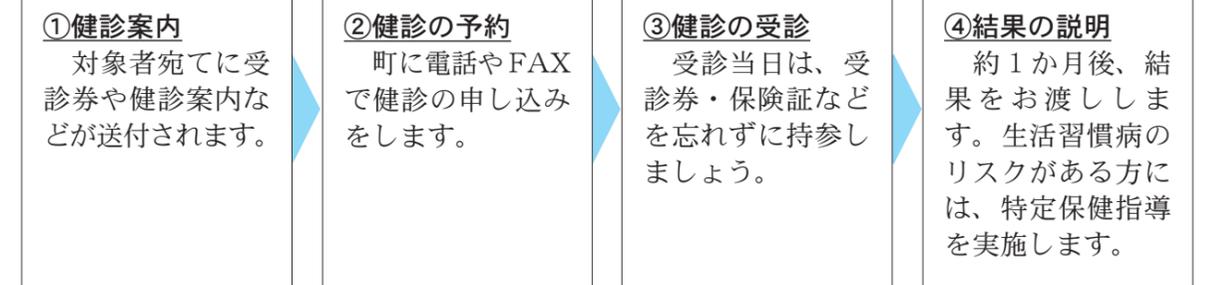
● 特定健診・がん検診について ●

年に1回の健診（検診）を受けましょう

日本人の2人に1人は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病が原因で亡くなっています。これらの生活習慣病は、定期的に検査をしていれば早期発見により治療できる可能性が高いですが、自覚症状がないまま進行し、気付かないうちに重症化してしまうケースが少なくありません。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で受診を控える方もいますが、そのために重篤な病気を見逃してしまい、命を落としてしまう危険もあります。町では、健診機関と連携し感染症対策を行っていますので、ぜひ毎年健診を受け、ご自身の健康づくりにお役立てください。

■ 特定健診を受けるにはどうしたらいいの？（例：訓子府町国保加入者の場合）



特定健診は通院中の方も対象になります。まずは通院先の主治医に相談し、必要な検査を確実に受けるようにしましょう。今年度の集団健診の実施日程や検査項目など詳しくは今月号の折り込みチラシや町ホームページをご覧ください。

＼イベントなどの情報を紹介／

ひだまり

子育て支援センター ☎47-3039

今月の予定表▶



ひよこひろば	6月7日(火)・6月23日(木) 10時～11時30分、14時～15時30分
こぐま・うさぎひろば	6月2日(木)10時～11時30分 6月14日(火)10時～11時30分
ちよこつとひだまり	6月20日(月)14時～15時

第2回ミニ講座

カラダをほぐして笑顔に

- カラダとココロをほぐしてくれるストレッチです。ぜひ参加して、笑顔になりましょう。
- 講師 メディカルトレーナー部田夏子氏
 - と き 6月17日(金)10時～11時30分
 - と ころ スポーツセンター
- ※託児を利用される方は、9時45分までに支援センターにお越しください。
- 持ち物 飲み物、バスタオル、上着など
 - 定 員 12人
 - 申込み 6月14日(火)まで

第3回ひだまりひろば

ゆめゆめ館に行こう

- 小学生が放課後に利用している「ゆめゆめ館」へ親子で楽しく遊びに行きましょう。
- と き 6月22日(水)10時～11時30分
雨天決行
 - 集 合 子育て支援センター
- ※10時に出発して歩いて行きます。必要な方はベビーカーを用意してください。（雨天の場合は自家用車で移動となります）
- 申込み 6月21日(火)まで



日	月	火	水	木	金	土
			1 ■社会福祉協議会 理事会 (10時) ■国民健康保険運 営協議会 (18時 30分)	2 ■母親教室① (18時うらら)	3 ■農業担い手対策 推進協議会総会 (13時30分)	4 ■訓子府小学校運 動会 ■居武士小学校運 動会
5	6	7 ■定例町議会 (~9日予定) ■母親教室② (10時ひだまり) ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	8 ■みんなのカフェ 「かなえーる」 (13時30分喫茶 たんぽぽ) ■夜間納税相談・ 収納窓口開設 (17時30分~20 時) ■夜間町長室開放	9	10 ■常呂川稚魚放流 (10時30分) ■暴力追放推進協 議会 (16時) ■バス定期販売延 長営業日 (20時 まで商工会)	11
12 ■図書館閉館日 (10時~17時 図書館)	13	14 ■しゃきつと倶楽 部(10時公民館) ■若がり学級 (10時公民館) ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	15 ■特定(町民・後期) 健診、各種がん 検診 (~17日6 時公民館)	16	17 ■社会福祉協議会 定時評議員会 (13時30分) ■はぐみ講座 (19時公民館)	18 ■わくわく園運動 会 (8時30分)
19 ■自然の中でオカ リナ演奏ショー (10時かくれ沢 のとまり木)	20	21 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	22 ■粗大ごみ	23 ■ほつとなまちを つくり隊 (13時 30分公民館)	24	25
26 ■公民館まつり (10時公民館)	27 ■6か月児・1歳 児健康相談 (13 時15分うらら)	28 ■若がり学級 (10時公民館) ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	29 ■1歳6か月児・ 3歳児健康相談 (12時45分うら ら)	30	※新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにより、行事 日程が変更される場合がありますので、ご了承ください。	



ゴールデンウィークにぎわいました!

今年もコロナ禍に迎えた、ゴールデンウィーク。5月3日~5日は、4月に内装などのリニューアルをしたばかりの道の駅布施ヶ坂で多くの観光客が訪れていました。

JA 高知県津野山営農経済センターによる新茶まつりもあり、新茶の試飲・販売が行われ、津野町自慢のお茶を多くの方に味わっていただきました。

また、人気の観光スポット四国カルスト天狗高原では4月29日~5月8日まで星ふるヴィレッジ TENGU とカルストテラスに臨時観光案内所を設置し、町観光推進課と津野町観光ガイド「てっぺん四万十風の会」のメンバーで観光案内を行いました。

多くの観光客に四国カルストや四万十川源流点、風の里公園、津野町の食などの魅力を紹介することができました。



北川川でアユの放流をしました

5月13日に津野町魚族保護会の方々と北川川へ3回目のアユの放流を行いました。

水槽から川までホースを伸ばした放流方法や放流する場所に設置されたパイプから放流したりとさまざまな方法で行います。

アユ漁は、新荘川は5月15日、北川川は6月15日に解禁となります。



津野町でがんばってます
交流職員 合田 更希

4月11日から

5月10日受付分

●すこやかに

育ててください

奥山 菜帆ちゃん 栄町
父・元さん 母・由菜さん

神代 心音ちゃん 東幸町
父・卓弥さん 母・まどかさん

●いつまでもお幸せに

(可知 英俊さん 北 栄
清水 麻美さん 旭 町

●ごめい福をお祈りします

米澤トシ子さん 80歳 栄町
柴田 トヨさん 87歳 西幸町

※慶弔欄につきまして、本町に住所があって、町外で届け出をされた方で、掲載ご希望の方は、町民課戸籍年金係、または総務課広報IT推進係までご連絡ください。

※ふるさとお祝い寄付につきましては、町のホームページにお名前を掲載しています。

●ご寄付

ありがとうございます

▷広報送付の礼として
松永 民子さん 石狩市(町)

▷香典返しにかえて
柴田 一雄さん 若葉町
八谷スミ子さん 東幸町
柴田 喜八さん 西幸町
(社会福祉協議会)

訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】

使用料などの納期限

6月27日	こども園保育料、こども園給食材料費、児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
6月30日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、町道民税(第1期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(普通徴収第1期)



▶ 5月上旬の大型連休後半は強風が吹くなど天候が崩れましたが、皆さんは楽しく過ごすことができたでしょうか。
▶ 6月は近年の異常気象などから町でも天候全般が気に掛かります。気温も大きく変化することもありますので、体調管理にも十分ご注意ください。